

## 2023年度 病児・病後児保育もくれん 事業計画（案）

### 1. 職員配置

職員については、保育士を常駐させ、保護者からの受付と病児への対応を行う。

病児利用になった場合は、あらかじめ登録している職員（保育士1名・看護師3名）の中から選別し、その対応にあたる。

利用者からの要望・苦情への対応は、法人の「苦情解決対策」により対応する。

### 2. 業務責任者

児童養護施設 光明童園 地域支援部門管理者 諫山直子を業務責任者とする。

### 3. 医療機関等との連携

指導医については、児童養護施設光明童園及び児童発達支援センターにここにおける嘱託医である、小児科医「山田クリニック」に依頼し、協定を締結する。

緊急時の協力医療機関については、水俣市総合医療センターに依頼し、協定を締結する。

### 4. 安全面・衛生面の配慮事項

2F部分には保育室2室と観察室（安静室）を1室用意し、症状による個別対応を図り、感染を防ぐと共に常駐の保育士を中心に、その専門性により、アセスメントを強化し感染や悪化の防止を図る。

### 5. 事故防止対策

外部からの侵入防止については、画像が確認できるインターフォンを用意し玄関での人物確認を行う。

児童の転落・墜落防止の為、各部屋窓部には格子、廊下には転落防止柵を設置する。

送迎者の確認については、お預かり・お迎えの際のアセスメントを徹底する。

### 6. 事故発生時の対応

連絡体制・避難誘導・対応マニュアルについては、児童養護施設光明童園及び児童発達支援センターにここが隣接しているため、同様のものを用いて対応を図る。損害賠償保険に加入する。

### 7. 利用者（保護者）への対応

児童の健康状態の管理体制については、「病児預かり記録」や医療機関からの「連絡票」、利用者からの聴き取りを徹底し管理する。

保護者への対応については、利用受付や送迎の際に、綿密なコミュニケーションをとり対応する。

個人情報の管理方法については、書類棚の施錠の徹底、パソコン使用時のパスワード設定、職員への指導（就業規則に基づく個人情報保護規定「個人情報保護契約書」等）を徹底する。

### 8. 事業運営の向上及び職員の質の向上

月1回地域支援に関わる法人内スタッフとの会議（児童養護施設光明童園 地域支援班スタッフ、児童家庭支援センターオリーブの木および市委託事業従事スタッフ）を行い、利用者や仕事内容の共有、行事企画等の報告を行う。

研修においてはコミュニケーション技法を中心とした相談援助技術について学ぶ時間を設け、職員の質を高めていく。協議会主催の研修会への参加、他の病児保育室への視察等は、新型コロナウイルス感染症の感染状況

を踏まえてその都度実施を検討する。

## 9. 広報・地域活動

利用者がいない場合には、常勤職員を中心にパンフレットやビラ、ポスターを作成し、保育所、こども園、幼稚園、学童、地域の催しに積極的に出向き、水俣市・津奈木町の子育て事情の把握及び、広報活動を行う。毎月定期に見学会を開催すると共に、病児・病後児保育の活動の周知もかねた地域への貢献活動として、子ども地域食堂ポパイの活動にも携わっていく。